### 國學院大學学術情報リポジトリ

國學院大學図書館所蔵「森田清太郎旧蔵醍醐寺地蔵院等文書」

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-13
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 千々和, 到, 北爪, 寛之, 熊谷, 博史
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002368

### 國學院大學図書館所蔵

# 森田清太郎旧蔵醍醐寺地蔵院等文書

北

爪

寬

之

和

到

谷 博 史

はじめに

したいと考えられたのである。 の側近として政治史に名高い醍醐寺の満済准后の自筆書状の可能性が高いと考えられ、 る意味があると判断された。 に 周知のように國學院大學図書館には、 0 からむこの相論文書は、 間 この巻子は、 國學院大學図書館が二〇〇八年に古書店から購入した一巻の中世文書を紹介したい。 の相論の文書が四通と、 「醍醐寺地蔵院関係文書」と仮に名付けられており、 久我家文書からではわからない久我家の在地支配に関する史料として、この巻子を所蔵す さらに巻子に含まれる一 後欠の某書状、それから宝泉院宗秀仏具等注文の、 そしてこの巻子は、 重要文化財に指定されている「久我家文書」が所蔵されている。 「森田清太郎氏所蔵文書」という名で東京大学史料編纂所が影写 通の書状は、 後欠であるとはいえ、 延徳二年(一四九〇)の醍醐寺地蔵院と久我家と 計六通からなっているものだった。 これもぜひ本学図書館に所蔵 様々な検討から、 四通の久我家 室町将軍

本を所蔵している文書群の一部であることがわかった。

かは、 きるものの、 だがその後この文書群は散逸したものと思われ、後述するように一部の文書が別の所蔵先に渡っていることを確認で 三月影写了」とあり、大正十年(一九二一)三月には奈良市在住の森田清太郎氏が所蔵していたことを確認できる。 寺院関係の文書で構成されていた。また、この影写本の奥書には、「右 がうことはできる。この影写本、「森田清太郎氏所蔵文書」には文書・記録・典籍を中心に九十五点が収められてお 郎氏所蔵文書」(架蔵番号 3071.65-34)として影写本が架蔵されているので、大正年間の同所採訪当時の全容をうか 蔵文書」の文書原本は、現在その全部の所在をつまびらかにはしがたい。しかし、東京大学史料編纂所に そこで、本巻子を紹介するにあたり、まず「森田清太郎氏所蔵文書」について述べておきたい。「森田清太郎氏所 全体で一八七丁の厚い冊子である。所収文書の大部分は東寺や醍醐寺地蔵院、仁和寺などといった京都の真言宗 分かっていない。 本学図書館が所蔵することになった分に関しては、どのような経緯によって森田氏の手許から離れたの 森田清太郎氏所蔵文書 奈良市 「森田清太 大正十年

### 一、「醍醐寺地蔵院等文書」

群の体裁は一巻の巻子となっており、 は成巻のために裁断されたと思われる箇所も存在するなど、少し残念なところもある。法量については以下の通りで 「醍醐寺地蔵院等文書」(國學院大學図書館、 六通の文書が収められている。 貴重図書 4188) について具体的に述べることにする。この文書 装丁は新しく、 堅めの仕上がりで、 部の文書

ある。

### 文書名

A ゑんとく貳年十一月日、 地蔵院門跡申状

B ゑん徳貳ねん十二月日、 久我家陳状案

C ゑん徳二ねん十二月日、 地蔵院門跡重申状土代

D ゑん徳二ねん十二月日、 久我家陳状案

E 慶長七年十月吉辰、宝泉院宗秀仏具等注文 (応永三十四年三月二十七日)某書状断簡

F

法量 (単位は cmとする)

縦二十六・二×横四十三・七

縦二十八·一×横四十五 几

縦二十六・二×横四十四 · 五

縦二十六・二×横四十三・七

縦三十一・九×横四十三・六

(前欠力) 縦二十九・三×横七十四・三

四九〇)十一月から十二月の四通は、 した『大日本史料』第八編之四十に関連文書と共に収載されているため、 このA~Fのうち、 Fのみが二紙の貼継であるほかは、すべて一紙の文書である。 醍醐寺地蔵院・久我家相論関係文書であるが、東京大学史料編纂所が近年刊行 本稿では翻刻を省略し、ここでは関連文書 なお、 ゑんとく (延徳) 貳年

醍醐寺地蔵院・久我家相論関係文書

を含めて相論の経過を整理しておく。

①ゑんとく貳年十一月日、 地蔵院門跡申状

②ゑん徳貳ねん十二月日、 久我家陳状案

③ゑん徳二ねん十二月日、 地蔵院門跡重申状土代

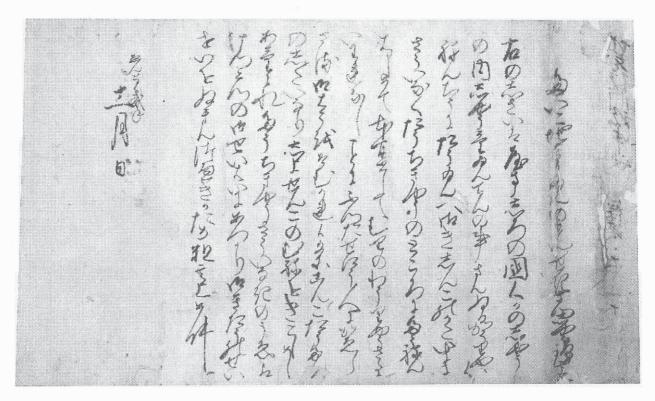
④ゑん徳二ねん十二月日、 久我家陳状案

國學院大學図書館所蔵

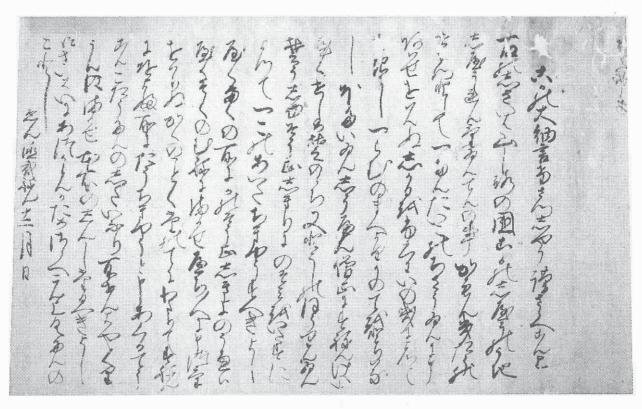
國學院大學図書館所蔵

國學院大學図書館所蔵

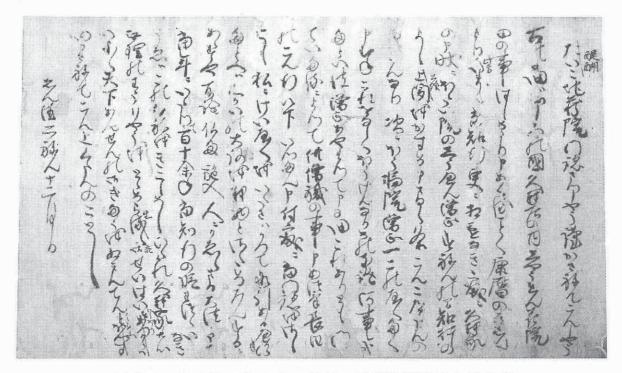
國學院大學図書館所蔵



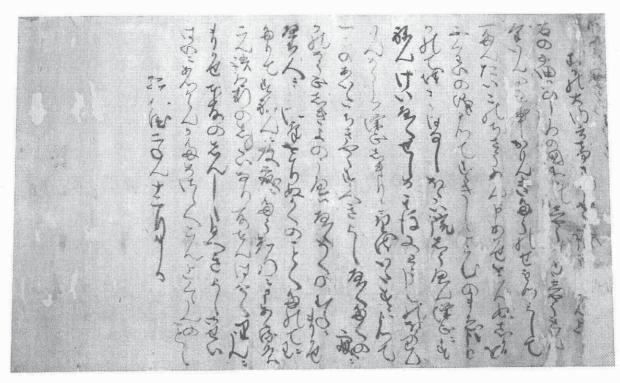
写真A ゑんとく貳年十一月日、地蔵院門跡申状



写真B ゑん徳貳ねん十二月日、久我家陳状案



写真C ゑん徳二ねん十二月日、地蔵院門跡重申状土代



写真D ゑん徳二ねん十二月日、久我家陳状案

### ⑤延徳貳年拾貳月日、地蔵院門跡重申状案

早稲田大学中央図書館所蔵

広島大学文学部所蔵

⑥延徳貳 十二月卅日、室町幕府奉行人連署奉書案

醍醐寺地蔵院と久我家との相論に関係する文書としては、 現在、 右の六通が残っていることが確認できる。 この相

七九~八一)に地蔵院へ寄進されたものであり、 が久我家を訴えるかたちで進められている。①(A)で地蔵院は、論所である浄蓮華院田は久我家から康暦年中 論は延徳二年十一月から十二月にかけて、山城国乙訓郡久我庄内の浄蓮華 (花) 院田の知行をめぐって、醍醐寺地蔵院 現在まで当知行していること、今年になって久我家が無理の押領を

取り返し、「ほたいゐんしうへん僧正」、東寺の「ほうりんゐんそうしゆそう正」へ知行をさせた。( 幸提院) ①の訴えに対し論所の浄蓮華院田を久我家が地蔵院に預け置いたことは認めつつ、応仁・文明の乱以前に地蔵院より さらに契約により

あり、久我家の押領は「ふつたせにう、人にかゑらさる御はう」に背くと訴えている。② (B) の久我家の反論は、してきているが地蔵院の当知行の事実は相違無いことなどを主張している。論所はすでに地蔵院へ寄進されたもので

宗寿が死去したら別人へ渡すことになっているので預けたと述べている。 しているのに対し、久我家側は家の祈祷のための施物として預けただけと主張し、 地蔵院側が浄蓮華院田を寄進されたと認識 認識を異にしている。 これに対し

地蔵院は③(C)で、久我家が提示している支證を疑い、仮に宗寿が久我家の言い分を認めたとしても、宗寿は地蔵院

門弟であり供僧職を申し付けていることから、 と改めて久我家の主張を否定している。 宗寿と久我家との契約は地蔵院を挟まない私的な契約であり成り立た

しては、同じ文字が、④では漢字に直されていることが多い点を指摘できる。 ④ (D) に関しては②と同文であり、そのため『大日本史料』では④を省略しているが、 ⑤は③と同文ではあるが、③を土代と 原本から確認できる違いと

垣

間見ることができる貴重な史料と言える。

せ、 で下した奉行人連署奉書である。 きる点であろう。 の所蔵となったわけである。これらの文書の興味深い点はいずれも仮名書きであり、 うことができ興味深いものである。 て清書された後の文書となる。 以上が醍醐寺地蔵院と久我家との相論に関する概要であるが、 ③については土代として、 さらに醍醐寺地蔵院側の訴状と久我家側の陳状とが一緒になっており、 挿入や文字の訂正が多くの箇所で見られ、 この一 土代の段階で修正された箇所が直されて書かれているなど、 ⑥はこの相論のひとつの結末として室町幕府が地蔵院側の当知行の実を認める形 連の相論は一 三問三答に至らず幕府の裁許が下され、 これら関係史料のうち①②③④が國學院大學図書館 文書作成の具体的な姿を導き出すことがで 口頭での 室町期の相論 終結したことがわ 文書作成過程をうかが 相 論 0 訴陳を彷彿とさ 0 部始終を か

ば、 なっているが、 を脱党し、 写をおこなっており、 小泉策太郎氏はさまざまな史料を収集し、それらが「小泉策太郎氏所蔵文書」としてやはり東京大学史料編纂所が影 郎氏の許に入ったことが知られているが、 市 0 していた文書が後に荻野三七彦氏の許に渡った時にもその中に⑤の文書は入っていたのである。 麻布区廣尾町三三 ⑤の文書の伝来については興味深い点がある。 新聞記者をへて政治家となり、 黒幕」と喧伝されたほどの人物であるが、晩年には元老西園寺公望の伝記を中心とした文筆活動に専念する。 政界から身を引いている時期である。「森田清太郎氏所蔵文書」が影写されたのが大正十年(一九二一)で 遡れば 昭和九年十二月 その段階での全容を確認することができる。 「森田清太郎氏所蔵文書」にたどり着くのである。 明治四十五年(一九一二)の衆議院選挙での初当選から、 影写了」とある。 ⑤の文書も一緒に入っていたことが確認できる。 ⑤は現在早稲田大学中央図書館所蔵の 昭和九年 その奥書には (一九三四) 「森田清太郎氏所蔵文書」 は、 右 すでに小泉策太郎氏は立憲政友会 小泉策太郎氏所蔵文書 「荻野三七彦旧蔵資料」 更に小泉策太郎氏 昭和初期にかけて 小泉策太郎氏といえ の 一 部は 小泉策太 が所蔵 「政界

であるが、元は「進士文書」であり、「森田清太郎氏所蔵文書」とは伝来を異にすると考えられる。 異なった伝来を経ていることは興味深い点である。⑥については、現在は広島大学文学部所蔵の猪熊信男氏旧蔵文書 点では確認することができない。「森田清太郎氏所蔵文書」の醍醐寺地蔵院・久我家相論関係文書の中、 あることをふまえると森田清太郎氏から小泉策太郎氏への伝来は直接なされた可能性もあるが、具体的な接点は現時 通のみが

書状断簡」、⑥「慶長七〈壬寅〉年十月吉辰、宝泉院宗秀仏具等注文」については未翻刻文書でもあるので、章を改め、 翻刻と若干の考察を加えてみたいと思う。 國學院大學図書館所蔵「醍醐寺地蔵院等文書」において、上述の①~④に続く⑤「(応永三十四年三月二十七日) 某

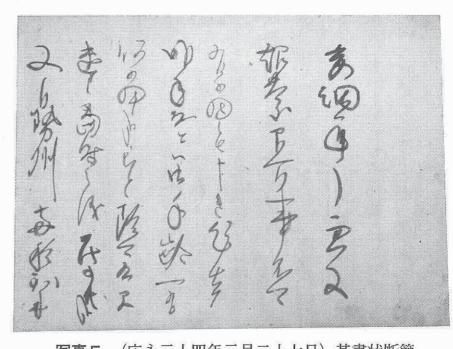
## 三、「(応永三十四年三月二十七日) 某書状断簡」

○翻刻(端裏書は東京大学史料編纂所架蔵の影写本により補う)

(端裏書)

超慶印可事〈応永卅四 三 廿七〉■■卅才」(切封跡)

有子細之由申候き、乍去委細承了、兼又



(応永三十四年三月二十七日) 某書状断簡 写真E

### 〇内容の考察

する。したがって、翻刻にあたっては同影写本も参照した。

ことを気にしており、 この超慶印可については、 勢州より酒肴がもたらされたこと、 来年ならば問題が無いが、 『満済准后日記』(「続群書類従補遺」 以上二点が記されている。 近年の印可の例ではこのような例もあるかと感想をもらしている。 まず本文書の内容は、超慶印可の件について差出人が了承してい 続群書類従完成会)に関係史料があるので、次に ただ、 差出人は超慶の印可の年齢が若干早い

明年なとハ御年齢可 何子細候哉、 当時之儀如此事共候哉 ちと雖可為早

応永三十四年(一四二七)三月二十七日に書かれたことなどが判明 東京大学史料編纂所架蔵の影写本(「森田清太郎氏所蔵文書」某書状、 てられ、 一〇四~一〇五丁)に残されており、それによれば端裏書があって、 ○文書の状態 速候、 本文書は一紙で竪紙、 又自勢州両種到来、 現状では確認できないが、 後欠の文書である。 が、 成巻される以前の様子が 端裏書の部分は切り捨

## 【史料一】『満済准后日記』応永三十四年四月二十二日条

廿二日、(中略) 道場方事一 向妙法院法印奉二行之」、八祖并尊師・故超済僧正影以上十幅懸」之、(賢長) 超慶阿闍梨今夕於,,金剛輪院御堂,,印可授,之、千日護摩旧冬雖,満,,日数,依,,此徵望,于,今延修 超慶彼院常住出世也 仍故

声」、「讃」を勤めるのは稀であるとして、超慶は堂上家の出とは言い難いと指摘している。つまり、超慶は満済に近侍 分かる通り、 あり、 慶の属していた妙法院は、 が、鈴木智恵子氏によると、出世とは、門跡あるいは供僧との間に、加行・灌頂・受戒等を通じて師弟関係を結び、 活動が確認でき、 日護摩を延長して行い、道場方は当時の妙法院院主賢長が取り仕切っている。また、この記事の中で真言八祖と尊師 して出世者となることで、印可を授けられ、満済と灌頂を通じての弟子という関係を結ぶことになったのである。 かつ原則として彼らに近侍した清僧であるとしている。 (聖宝)の外に、 本文書から一月ほど経た四月二十二日、超慶は醍醐寺内の金剛輪院で印可を授けられている。印可にあたっては千 超慶の師は超済という者であったことが確認できる。印可を授けられた超慶という人物は、【史料一】からも 醍醐寺妙法院の僧である。『満済准后日記』には、応永三十年(一四二三)~永享四年(一四三二)まで 超済の影が掛けられている点も注目できる。 寺内の仏事で調声、讃の役を勤めていることが多い。史料で超慶は常住出世であると記されている(6) 醍醐寺にある院家の一つで、願主は藤原惟信、 また、 超済の影を掛けた理由は、 鈴木氏は超慶について、良家(貴族の子弟の僧) 本尊は阿弥陀丈六像である。 超慶が妙法院の常住出世で 敷地は下醍醐 が一調 超

光超 にある清滝宮南大路の南にあったという。妙法院の院主は(8) 一賢長一賢快ー長済一賢紹ー堯済となっている。そこで、 『醍醐寺新要録』 超慶の院家の師である超済と満済のつながりについて 妙法院篇によると、定暁ー定憲 超済

(史料二) 妙法院超済付法状「醍醐寺文書」八十一函(『大日本史料』七一二五一七六) 史料から追ってみたい

申置 三宝院前大僧正御房法流之間之事

- 岳西院流大事悉無」所」残、
- 妙法院方大事以同前、〈定什法印筆在」之〉、
- 遍智院方大事三巻〈進」之、此外相残事候者、追可」進」之〉、

右、付法如」件、

応永廿三年九月卅日 法務前大僧正超済

(花押)

(史料三) 満済記文「醍醐寺文書」九十九函(『大日本史料』七一二五一七六)

又 応永廿三九月晦日〈心宿火曜〉、於,,醍醐寺妙法院,、此大事悉令,,伝授,畢、 仁躰未無,,申置旨,、定内々用意歟、 大事等可,,,申置 巻〈定超〉、 是ハ定什法印筆跡当流骨目也、 电电 以二定盛法印 |頻懇望、仍俄令,|伝授,|者也、自\元、当流一致毎度自他扶助来也、 相続仁可」在歟、 可秘々、 可」加川扶持 又一巻ハ保延記異説歟、 山 面申置 新法務〈超済〉僧正所労危急之間、 大概記」之者也 此大事内三巻ハ聖尊親王 彼院家付属 流

座主前大僧正 (花押)

【史料四】妙法院聖教納状案「醍醐寺文書」(『大日本古文書』 | 二—二七〇八)

妙法院本尊箱三合、 聖教已下五十六合、渡一納御経蔵 候、

广永廿三

十一月廿六日 定盛判

右、 如,,注文,御蔵ニ納申候了、 応永廿三年十一月廿六日

実有判

光祐判

妙法院聖教事〈定盛法印持参案〉」

(見返シ奥書)

う緊急の状況下のもと、法流の異なる院家に預けたということができる。 た理由は、同じ三宝院定済方の流れを汲んでいたことが挙げられるだろう。応永二十三年の伝授は、超済の危急とい 法院に法流を授けるべき人物がいないという事態によって、急遽行われているようである。超済が満済へ法流を託し ることが記されている。【史料三】では、超済の所労危急により満済へ法流が伝えられている。 済に対して法流を伝授していたことが分かる。【史料二】には、超済が岳西院流、妙法院方、遍智院方を付法してい る。超済は応永二十三年(一四一六)十月三日に没するが、【史料二】、【史料三】から、直前の九月三十日に超済が満<sup>(3)</sup> 超済は 『醍醐寺過去帳』を参照すると、妙法院僧正と記され、三宝院流定済方で、東寺長者も勤めていた人物であ 満済への伝授は、 妙

類の管理の一環でもあったと考えることができる。 満済の聖教収集活動という視点から見ると、 よると、 けることは、「当流一致」 流に相承され、 さらに満済の聖教収集活動に注目すると、この応永二十三年の伝受のもう一つの意味も見えてくる。 【史料四】によれば超済の使者として満済の許 南北朝期歴代の三宝院門跡は、三宝院流正嫡が醍醐寺座主を務めるという基本原則があり、 後に散在してしまった聖教を書写・収集し、 を目指す満済にとって、 散在しかけた妙法院の聖教類を経蔵に収めるということは、 法流を管理する一つの機会にも成り得たのである。 へ出向いた定盛が妙法院本尊と聖教を三宝院経蔵 管理していたとする。 つまり、 満済が超済より付法を受 かつて三宝院嫡 藤井雅子氏に 伝授の二月ほ 収 法流、 いめてい 聖教

ここまでは超済の行った満済への付法とその背景について述べてきたが、 そこで、 次の史料を示したい。 満済の行った付法は超慶だけでは無か つ

【史料五】『満済准后日記』応永三十四年五月二十一日条

廿一 等弘忠法印奉行、 旦 降レ雨、 大洪水云々、 祖師影如」常、 今日於 八祖外尊師并故超済僧正影懸」之、(聖宝) |金剛輪院御堂||就||遍智院流 此流自,超済僧正 奉、授二印可於宝池院前大僧正坊」、堂荘厳(義賢) 相承故也、 (後略

り、 超慶への印可を機に、 超慶へ 更に史料中に、 で満済がかつて超済より付法を受けた一流であったことが分かる。 の印可の更に一月ほど後、 超済の影を掛けていること、 付法された法流を妙法院以外の人物、 今度は満済によって宝池院義賢へ印可が行われている。 遍智院流は超済より相承したものであることが記され 後に満済の座主職を継ぐことになる義賢へも伝授してい 満済は単に法流を預かっただけではなく、 この印可は遍智院流とあ ており、 史

たのである。

院に移された聖教が、やがて同流(三宝院定済方)の超済へと渡り、更に満済とその弟子義賢へと伝えられているこ やがて和睦し、賢俊へ遍智院の管領権が移ったとされる。このように見ていくと、義賢の伝授された遍智院流には、 家でもある。更に、 受けた地蔵院の拠点院家であり、後宇多法皇によって聖雲、聖尊の両法親王が入室し、醍醐寺支配の拠点と定めた院 究がなされている。藤井氏によると、 とがわかる。遍智院流の義賢への伝授は、当流一致を目指す満済にとって、醍醐寺座主として、また、三宝院門跡と 【史料二】、【史料三】に見える、「遍智院」の「大事三巻」は聖尊宮法親王の筆跡によるものとされ、賢俊により三宝 て正当性を示す機会になったのではない そこで、この遍智院流を義賢へ伝授する意味を考えたい。 今川氏によると、 遍智院流は鎌倉後期に三宝院流と座主職を争った地蔵院親玄より灌頂や受法を 南北朝期、 か。 三宝院賢俊と遍智院宮聖尊とが座主職をめぐって相論をしていたが 遍智院については、<br /> 今川佳世子氏、 藤井雅子氏による研

り の満済が妥当と考えられる。また、受け取りについては、印可の事を伝えられるべき院家である妙法院関係者かもし れない。 いが、本書状も(ii)の特徴は備えていると思われる。また、満済の自筆書状を参照すると、 到来」、「事」、「委細」も当書状と一致することが分かる。以上のことから、(%) 最後に某書状断簡に戻り、 の角度が直角に近い。 文字の太さが均一的な字体。(ii)「止め」「はね」「はらい」が流れることなくその都度止められ、 満済の筆跡については、藤井雅子氏が以下のようにまとめている。(i)正方形の中に収まるような形に書かれ しかし、 これだけでは推測に過ぎない。そこで、差出しの比定の手助けとして、書状の筆跡に注目してみた iii 書状の発給者について考察したい。内容から見ると、印可の事を伝えており、 横画が比較的長い。藤井氏が筆跡の対象としたのは聖教類であり、 差出しは満済と考えられ、 満済の特徴的な字句、 書状の類ではな 「折れ」「まが 印可授者

簡 とすることができる。 ただ、 受け取った相手は推定に過ぎず、 更なる考察が必要である。

取れる。 の後、 地 氏の指摘した、 0 妙法院方・遍智院方)を伝授していた。この理由は、 として当院の院主となり、 が 超慶という人物は妙法院の院家の僧であり、 満済によって書かれた書状であり、 以上、 蔵院に伝来していたとは考えにくく、 0 伝授を見ると、 満済の出世であるためである。 ただし、 印 超済は三宝院定済方という同じ系譜を持つ満済へ付法をすることで、 可 超慶が成長し、 三宝院の経蔵に入った超済からの聖教のうち、 書状の内容・背景・発給者などについて考察を加えてきた。 0 醍 件に関しては、 闘寺地蔵院とこの 満済による細分化した三宝院流の統一と考えられ、 この伝授は妙法院の法流を預かるという意味のほ 年齢も達したため、 東寺長者も勤めていた人物であった。 持円や地蔵院が関与している史料は確認できない。 「満済書状」 さらに超慶の師である超済と満済との関係を考察したところ、 超慶印可のことについて記した、 四通の相論文書とは別系統の伝来の文書と考えるべきだといえよう。 満済が応永三十四年に超慶へ印可を行ったのである。 との関係は問題であろう。 書状の翌月、 妙法院に法流を授けるべき人物がいないという事態によるもの 遍智院流を満済の後継者、 三宝院門跡満済により印可を授けられている。 超済は没する直前に満済に対して法流 法流の伝授の一 かに、 結論として本文書は醍醐寺座主・三宝院門跡 「満済書状断簡 当時の: 法流が途絶えることを避けたのである。 満済による三宝院の当流 地 このような状況からすると、 蔵院院主は足利満詮男の持円であり、 環としてとらえることができる。 義賢へ伝授したことは、 である。 関連史料によると、 満済の視点から超済 超済は、 致の考えも見て (岳西院流 これ 妙法院僧正 藤井雅子 は超慶 醍 醐 そ 0

### 〇翻 刻

慶長七年十月吉辰、宝泉院宗秀仏具等注文 写真F

日本が記 十勝らし 村本が記 十勝らし

自用文目在 有教育事的

ハアミノアナ 至ノも

有数ナルニング

地蔵 大黒

同鉄鑪 之事

ケツ柱 四本 カラ金 ノ事

仏具 数十面 ノ事

脇机 数机 ノ事

池桶 十地之聖教箱 壱ツ 同 十合 閼伽 桶 〈宗承僧正ノ目録在之、 壱ツ カラ金

其外雑々ノ箱数合ノ事〉

桐之赤ウルシノ唐櫃 荷 〈何ニモ懸コアリ事〉

(前欠力)

いとうとうま 在一年の全ノン

尊

大師御作

立像小仏事

如意輪 尊 尊 木仏 鉄仏事 ノ事 破仏丸厨子ニ入

護摩壇 面 ノ事

護摩器トモコトへ

の年前震楽的

至是吃

自相教相雑々ノ事

皆朱折敷 十膳 上々

同折敷 十膳 上々事

ホソ高ノアケ爨ノ事

宝泉院

慶長七〈壬寅〉年十月吉辰 宗秀

### ○文書の状態

とが確認できる。 いることや、 は厳密には「一 皆朱折敷 本文書は影写本では一六六~一六七丁に配置され、 紙継目上に書かれた文字が左右で少しずれていることなどから、 十膳上々」の行にかかるかたちであるが、 二紙が貼り継がれており、 貼継部分が茶色く変色 紙が一度はがれ、 現状では紙継は右上である。 継ぎ直されているこ (のりあとか) 紙継目 して

### ○内容の考察

あり、 もあるが、すべてをそのように解釈するのは無理があろう。 この文書は慶長七年(一六〇二)に宝泉院宗秀という僧侶が書き上げたものであるが、 この史料が具体的に何を意味しているかを明確にするこができない。 何らかの護摩・修法に使う道具の可能性 前欠の可能性が高い ことも

東寺僧という観点から調べを進めてみると、富田正弘氏の中世の東寺寺院組織に関する研究が大変参考になる。 から、 動向を追うと、 論文の末に付されている、 名前が記されているが、その一人に宝泉院宗秀がいることが確認できる。そしてその傍注部分に「東寺」とあること わかる。 また同論文末にまとめられている東寺諸職補任から、 てみると、 の東寺における具体的な立場を知ることができる。 一十二日仁王経御修法交名」から見てみたい。ここには文禄五年(一五九六)に行なわれた仁王会に参加する僧侶の **|森田清太郎氏所蔵文書] の影写本において、本文書の前(一六四~一六五丁)におさめられている「文禄五年七月** そこで署名している宝泉院宗秀について少し掘り下げてみることで、この文書の性格を少しでも明らかにしてみた 関連史料はそれほど多くないため不明確な部分も多いが、いくつかの史料から可能な限り整理してみる。 宗秀は東寺僧であることがわかる。そのことから同時に宝泉院が東寺院号の一つであることも言えよう。 宝泉院宗秀と同一人物であることがわかる。 たしかに東寺に関する法度に、宝泉院あるいは宝輪院として宗秀が署名を連ねている史料も散見され、 永禄元年(一五五八)から永禄八年まで宝泉院を名乗っていたことが確認される。さらにその後の宗秀の 永禄九年から永禄十年までの間は、 中世の東寺院家の歴代院主などがまとめられた東寺寺僧院号索引などを中心に宗秀を調べ 同じ東寺院号である宝輪院を名乗っていたことが確認されている。 以上のことを踏まえると次に掲げる史料の署名者 当該期に宗秀は東寺廿一口方や十八口方をつとめていたことも この史料に関しても未翻刻であるため、 史料紹介を兼ねて、 東寺宝輪院宗 この 翻

【史料六】宝輪院宗秀書状「田中教忠氏所蔵東寺文書」

刻したものをここで全文掲載しておきたい。

仏法方之事、令授与常陸国府中広大寺地蔵院門跡灌頂秘密之道具并

宥舜法印已下■■、当流直末之

上者、於自今以後通用肝要候

仍如件、

東寺宝輪院

天正二〈甲戌〉九月十一日 宗秀

年までは宗秀が宝輪院として活動していたことが確認できるため、 といわれている。 の記録によれば、 九)以前の創建とされている寺である。 であるが、 の石岡市若宮にある東耀寺のことであろうか。 た相手が こで注目すべきは宗秀が「地蔵院門跡潅頂秘密之道具」を授与する権利を有していたことである。そしてその授与し この史料からは天正二年(一五七四) (一一七〇) の記録ではもとは真言宗南円寺 「常陸国府中広大寺宥舜法印」であることである。まず広大寺とは、常陸国府中とあることなどから、 明治三十一年(一八九八)の寺院明細帳は養老五年(七二一)の創建といい、寺伝は天平 中世に真言宗千手院と勢力を争い、府中を二分した時代もあり、 天元三年 (九八〇) 頃は法相宗広大寺と称し、 現在は天台宗で、高照山養願院東耀寺となっているが、寛文三年(一六六三) 段階における宗秀の具体的な動向をうかがうことができ、少なくとも天正二 『平凡社歴史地名大系 (現新治郡出島村) 常陸総社の臨時祭を執行したとあり、 末で、寛永年間 富田氏の研究を一部補足することができよう。こ 茨城県』によれば東耀寺は創建の年代は不明 「新編常陸国誌」には、末寺に竜 (一六二四一四四) (七二九一七四 天台宗に改宗 また永暦十一 現在

光院(府中五大寺の一) ほか六ヵ寺、門徒に観音院ほか十五ヵ寺が記される。

氏所蔵文書」が分割される中で、醍醐寺関係のものと判断されて一括されたにすぎないと考えるべきではなかろうか。 要な立場にいたことが理解できる。その内容は不明な点が多いとはいえ、 授与できることが示されていることは、 期における広大寺は真言寺院として存在し、さらに本山派すなわち醍醐寺の統制のもとに組織された関東寺院の一つ ことがないようにという旨が書かれた廻状に関東の二百五十以上の真言寺院が署判している。 伏が真言寺院から役銭を取られたという申し出があったことをうけ、 寺の名前を見出すことができる。この史料は当山派(真言系) 書状とともに、一巻にまとめられた積極的な理由となるかは判断が難しいところであろう。おそらくは、「森田清太郎 きる可能性を持った史料といえよう。 であることがわかる。この広大寺に対し、東寺の僧である宗秀が、 「醍醐寺文書」慶長十七年(一六一二)八月六日付「関東八州真言宗連判留書案」 ただしこれにより「宝泉院宗秀仏具等注文」が四通の地蔵院相論文書や満済の 当時の醍醐寺と東寺との密接なつながりがわかり、 の先達が駿府に集会したとき、 しかも醍醐寺地蔵院門跡の 関東の真言寺院は今後本山派の謀略を許容する 当時の宗教界の動きの一端を見ることがで の連判者に常陸国 宗秀がその関係の中で重 本山派 これらのことから当該 「灌頂秘密之道具」を (天台系) の広大 の山

### 五、おわりに

館では、 これは、 以上、 永享四年(一四三二)から明応六年(一四九七)までのいわゆる款冬田をめぐる相論の関係文書で、文書数は 同じく「森田清太郎氏所蔵文書」のうちの「東寺・遍照心院相論関係文書」一巻を購入することができた。 「森田清太郎旧蔵醍醐寺地蔵院等文書」一巻・六点の紹介をしてきた。この巻子の購入後、 國學院大學図書

なる。 三通となるのだろうが、 久留島典子氏の「東寺・遍照心院相論考」(『東寺文書にみる中世社会』東京堂出版、一九九九年) 別に紹介することにしたいと考えている。 ただ、今回の原本の確認により、 とても興味深い 一通は十一通の東寺と遍照心院相互の申状・陳状の案文で、もともと一巻の具書案であろう (影写本に記されている数え方に従えば、 影写本のこの部分には、 かなりの錯簡があることがわかった。 十三点となる)。この相論に関しては、 があり大変に参考に この点につい すでに

蔵されたことになる。残る三十五点は、 できた。 氏所蔵文書」となり、 いただくことができた。 要するに、 のうち「小泉策太郎氏所蔵文書」にならなかった五十四点の文書のうち、 また、 この調査を通じて、東京大学史料編纂所の大量の影写本の、 九十五点からなる この調査の中で、 それらは全て現在早稲田大学中央図書館所蔵文書となっている。 ここに謝意を表するものである。 「森田清太郎氏所蔵文書」 同所の末柄豊・本郷恵子・ 現在のところ所在が確認できない、ということになろうか。 は、 高橋敏子・本郷和人の各氏には、 昭和初期に散逸し、 現在も有する大きな価値を、 十九点が、 その中の四十一点が 一方、 最近國學院大學図書館に所 とても有益なご教示を 「森田清太郎氏所蔵文 再認識することが 「小泉策太郎

追記 と三は北爪寛之、四は熊谷博史が主として執筆し、一、五の執筆と全体の加筆・ 本報告は、 二〇〇九年度の國學院大學大学院における千々和の演習での講読 の結果をもとに執筆したものである。二 削除などの調整は、千々和が行った。

### 註

- (1) 『大日本史料』八一四〇一四五九、延徳二年十二月三十日条。
- $\widehat{2}$ 延徳貳年十二月三十日、 室町幕府奉行人連署奉書案 「進士文書」三〇号 (松岡久人編 『広島大学所蔵猪熊文書』)。

- 3 が掲載されている。(http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/ga\_jhistory/index.html) 「荻野三七彦旧蔵資料」は所蔵先である早稲田大学図書館が開設するホームページ、 古典籍総合データベースで写真
- 4 東京大学史料編纂所、影写本「小泉策太郎氏所蔵文書」(架蔵番号 3071.36-173)。
- 5 では判断がつかないため両様の可能性を提示しておく。 「勢州」はこの時期に勢州と名乗っている幕府政所執事伊勢貞経の可能性、 伊勢国の可能性両様解釈はあるが、
- 6 いても、永享六年(一四三四)超慶が後七日御修法に加わっていることが確認できる。『東寺百合文書』ふ函 ―五、文安 |年真言院後七日御修法請僧交名―(三十六)永享二年真言院後七日御修法請僧交名。 『満済准后日記』応永三十年五月六日条、同三十一年五月十四日条、永享四年八月二十五日条など。また、東寺にお
- 7 鈴木智恵子「「出世者・世間者」考 ―醍醐寺僧の場合―」(『醍醐寺文化財研究所研究紀要』三 一九八一年三月)。
- (8) 『醍醐寺新要録』下巻 妙法院篇。
- 9 高橋慎一朗「『醍醐寺過去帳』の分析」(科研報告書 研究代表者高橋敏子、二〇〇五年三月)。 『東寺における寺院統括組織に関する史料の収集とその総合的研
- (10) 『満済准后日記』応永二十三年十月三日条。
- 11 藤井雅子「南北朝期における三宝院門跡の確立」(『中世醍醐寺と真言密教』勉誠出版 二〇〇八年九月)。
- 12 藤井雅子「三宝院・三宝院流と醍醐寺座主」、同「後宇多法皇と醍醐寺諸院家との関わり」(『中世醍醐寺と真言密教』 誠出版 二〇〇八年九月)。 今川佳世子「醍醐寺遍智院をめぐる三宝院賢俊と遍智院宮聖尊の相論について」(『鴨台史学』四 二〇〇四年三月)、
- (13) 藤井氏 (11) 論文。
- (14) 今川氏 (12) 論文。
- 15 三月。 藤井雅子「『醍醐寺史料』にみる寺院史料と筆跡」 (湯山賢一編 『文化財と古文書学― 筆跡論 勉誠出版 二〇〇九年
- 16 大僧正満済書状土代、 いずれも「醍醐寺文書別集満済准后日記紙背文書」(『大日本古文書』一九之別集)一。「到来」は五四号年月日未詳 「事」は七九八号 (正長元年カ) 八月十日、准三宮満済書状土代、 「委細」は八〇二号 (正長元年)

九月二日准三宮満済書状土代。

- (17) 註(11) 藤井氏論文。
- 18 これらの傍注が僧侶の所属する寺院であることがわかる。「東寺」の傍注を持つものは「宝泉院権僧正宗秀」のほかに 醍醐をあらわす「上」の傍注を持つ「密教院法印俊典」「無量寿院大僧都」「慈心院大僧都俊長」などが記されており、 宝厳院法印空盛」 この交名には、その他に下醍醐をあらわす「下」の傍注を持つ「理性印大僧正」「宗然法印」「西王院法印尭厳」 がいる。 や上
- 19 九八〇年三月)。 富田正弘「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造 付 寺僧一 覧・諸職補任・索引」 (『京都府立総合資料館紀要』 八
- 20 応二~大永元年まで宝輪院院主であったことがわかる。 同じ宝輪院院主として「宝泉院宗秀仏具等注文」の「十地之聖教箱」の割注に記されている宗承僧正の名も見え、 明
- 21 宝輪院➡宝泉院と院号が変わっていたことになる。このような院号の変化が、よくある例なのかどうかは本史料の史料 価値にも関わってくることであるが、現時点では検討が不十分であるため、 ただし今回の「宗秀仏具等注文」では慶長七年段階で宝泉院を名乗っていたことになり、 今後の課題としたい。 そうなると宗秀は宝泉院→
- 22 「醍醐寺文書」(『大日本古文書』 一九-五四四) 慶長十七年八月六日、関東八州真言宗連判留書案